

個人型確定拠出年金に係るQ & A (R6. 12更新)

Q 1 個人型確定拠出年金とはどのような制度ですか？

A 1 個人型確定拠出年金とは、確定拠出年金法に基づき、平成14年1月から国民年金基金連合会が実施している年金です。詳しくは、国民年金基金連合会のホームページをご覧ください。

Q 2 個人型確定拠出年金にはどのようなメリットがありますか？

A 2 個人型確定拠出年金は、自己の責任において運用する必要があります。金融機関等が用意する様々な商品から、加入者が商品を選択し運用することとなりますので、メリット等につきましては、事前に金融機関等にしっかりと確認してください。

Q 3 1月の加入を希望しているのですが、いつまで書類を提出すれば間に合いますか？

A 3 書類の提出期限については、金融機関等によってスケジュールが異なるようです。いつまでに書類を提出すれば何月からの加入になるのか、掛金納付は何月からの開始になるのか、などについては金融機関等に直接お問い合わせください。

Q 4 基礎年金番号が記載された書類を持っていないのですが？

A 4 加入希望者が年金事務所にお問い合わせください。

※ 年金事務所では本人（又は委任された代理人）が来所すれば、本人確認のうえで、基礎年金番号等が確認できる書類を作成してくれる、とのことでした。事前に電話で必要なものなどを確認のうえ、お近くの年金事務所で手続きをしてください。

Q 6 既に個人型確定拠出年金に加入している方が、本県で新たに採用になった場合に必要な手続きは？

A 6 下記のように採用前の年金資格によって、本人が金融機関等から様式を取り寄せて作成し、金融機関等へ直接提出してください。

- ①第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等、第2号被保険者、第3号被保険者でない者）
→ 加入者被保険者種別変更届
- ②第2号加入者（民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者）
→ 加入者登録事業所変更届
- ③第3号被保険者（厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人））
→ 加入者被保険者種別変更届

Q 7 個人型確定拠出年金に加入している職員が退職する場合に必要な手続きは？

A 7 退職後の状況により必要な書類が異なります（加入者資格喪失届、加入者登録事業所変更届、加入者被保険者種別変更届など）ので、本人が金融機関に相談のうえ、様式を取り寄せて作成し、金融機関等へ直接提出してください。

Q 8 個人型確定拠出年金に加入している職員が結婚・転居する場合に必要な手続きは？

A 8 主な変更に伴い必要となる書類は次のとおりです。本人が金融機関等から様式を取り寄せて作成し、金融機関等へ直接提出してください。

変更等の内容	本人が作成する書類
氏名、住所が変わったとき	加入者等氏名・住所変更届
掛金額を変更するとき	加入者掛金額変更届
掛金拠出を停止するとき	加入者資格喪失届
運営管理機関を変更するとき	加入者等運営管理機関変更届
死亡したとき	加入者等死亡届